

平成27年度から適用される税制改正について

その1 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が延長・拡充されています!

平成25年度および平成27年度の税制改正により、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限が延長され、取得費に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合、控除限度額が拡充されることとなりました。

平成27年度に適用される控除額は以下のとおりとなります。

居住年 (取得時期)	従来からの継続適用の場合		平成27年度からの新規適用の場合	
	(平成25年12月まで)		(平成26年1月～3月)	(平成26年4月～平成31年6月)
控除 限度額	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高9.75万円)		所得税の課税総所得金額等の 5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の 7% (最高13.65万円)

注1) 当該控除は、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で個人住民税から税額控除する制度です。

注2) 住宅ローン控除を適用する前に所得税が非課税になる方は住民税での控除適用対象外となります。

その2 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置が廃止されています!

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されており、平成26年1月1日からは、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されています。

その3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置(いわゆるNISA)が創設されています!

【お問い合わせ】総務部税務課 町県民税係 ☎ 945-4729

平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします!

「マイナンバー(個人番号)」とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

※マイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」の手続きに必要となる重要な番号です。

《マイナンバー制度導入の3つのメリット》

- 行政の効率化 ～手続きが正確で早くなる～
行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。
- 国民の利便性の向上 ～面倒な手続きが簡単に～
申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。
- 公平・公正な社会の実現 ～給付金などの不正受給の防止～
行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度

コールセンター 0570-20-0178 ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>



お知らせ 平成27年度 町県民税について

町県民税(住民税)とは・・・

町県民税は、「地域社会における福祉・教育・まちづくりなどの様々な行政サービスを提供するため、西原町・沖縄県を支える土台」になっている大切な税金です。

平成27年度 町県民税が課税される方

平成27年1月1日現在、西原町に住所を有する方

平成27年1月1日現在、西原町に事務所・事業所等を有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

平成27年度 町県民税が課税されない方(非課税)

生活保護法によって生活扶助を受けている方

障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方

前年中の所得金額が280,000円×(扶養人数+1人)+168,000円以下の方(被扶養者がいない場合280,000円以下の方)

町県民税の課税計算方法

町県民税は、下記の計算式により算出された合計額になります。

均等割 (一律5,000円)	非課税の方を除いて一律に【町民税3,000円】【県民税1,000円】が課税されます。 ※ただし、平成26年度から10年間は「復興特別税」として町民税・県民税にそれぞれ500円が加算されることとなっています。
所得割 (右記計算式)	$\text{所得割額} = \left\{ \left(\frac{\text{① 所得金額} - \text{② 所得控除額}}{\text{④ 課税標準額}} \right) \times \text{③ 税率} \right\} - \text{税額控除等}$

① 所得金額

一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出します。給与や公的年金の場合は、地方税法で定められた給与所得控除額、公的年金等控除額を差し引いて算出します。

② 所得控除額

雑損控除、社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除等があります。

③ 税率

町民税	県民税	合計
6%	4%	10%

④ 税額控除等

配当控除、調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等があります。



6月30日は「町県民税(1期)」の納期限です

◎ 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。

◎ 滞納が続きますと預金や不動産、軽自動車等の差押を行います。

※納税相談も行っています。※領収書等はまとめて控えてください。

※町税の納付は口座振替を利用すると便利です。※重複納付にご注意ください。

■平成27年度 各町税目の納期及び納期限日

税目	納期	第1期	第2期	第3期	第4期
町県民税		6月30日	8月31日	11月2日	平成28年2月1日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成28年2月29日
軽自動車税		6月1日			

【お問い合わせ】総務部税務課 町県民税係・徴収収納係 ☎ 945-4729